

国家公務員に対する雇用保険の適用について

国家公務員は、法令等の定めるところにより、離職した場合に、失業給付の内容を超える給与が支給されることとされているときは、雇用保険法の適用を除外されている(雇用保険法第6条第4号*)。

国家公務員について、一定の場合に法の適用を除外することについては次の理由があげられる。

- ① 国家公務員法等の法制度に基づき特別な身分保障がなされ、一般の民間労働者に比してその身分が安定していること。
- ② 法令等の確実な根柢に基づき、失業時の保障として雇用保険制度により支給される求職者給付及び就職促進給付の内容を超える給付が確保される仕組みが設けられているため、雇用保険制度を強制的に適用し保護していく必要性に乏しいこと。
- ③ これらの者に雇用保険法を適用するとすれば、国は退職手当と事業主として支払う保険料とを負担することとなるが、これらはいずれも国民の税金をその財源としており、国民に対し、二重の負担を課す結果となること。

*参照条文

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)(抄)

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

(一～三号 略)

四 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が、求職者給付及び離職促進給付の内容を超えると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの